一般社団法人KEC関西電子工業振興センター 活動規則

第1条(目的)

本規則は、一般社団法人KEC関西電子工業振興センター(以下「本センター」という。)及び本センターの会員が、本センターの活動に参画するにあたり遵守する事項を定めることを目的とする。なお、本規則で用いる用語の定義は、本規則で定めがない限り、定款に従う。

第2条(目的賛同·相互尊重)

会員は、本センターの目的並びに事業に賛同し、会員の相互尊重の下、本センターの活動に参画する。

第3条(入会・退会・会員の種別等)

本センターへの入会・退会及び会員の種別等は、「入会及び退会に関する規程」の定めに従う。

第4条(禁止事項)

本センター及び会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者または本センターに対し、ハラスメントを行い、不利益や損害を与え、財産やプライバシー等の権利利益を侵害し、もしくは名誉を傷つけ、及びこれらのおそれのある行為。
- (2) 本センターの定款または本センターの目的に反する行為。
- (3) 本センターまたは他の会員との間で「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び諸外国の競争法(以下、併せて「競争法」という。)に違反する情報交換、議論、その他これらに準じる違法な行為またはそのおそれのある行為。
- (4)「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を含む競争法関連諸規制(ガイドライン等を含む) のほか、政治資金規正法、国家公務員倫理法・地方公共団体等における関連諸規制、刑法及びあっせん利 得処罰法、その他の法令、条例、規則等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 前各号に準ずる行為。

第5条(秘密保持)

本センター及び会員は、本センターの活動上知り得た、本センター及び他の会員の営業上、技術上、その他の業務上の情報のうち、秘密である旨が明示された情報(以下「秘密情報」という。)を、当該者の事前の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩し、または目的外に使用してはならない。但し、公知情報、既保有情報、秘密情報によらず自ら創出した情報及び、秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報は、秘密情報に含まない。

第6条(反社会的勢力排除)

- 1. 本センター及び会員は、自ら及び自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ)が、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力

集団その他これらに準じる者(以下、併せて「反社会的勢力」という。)であること。

- (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2. 会員は自ら及び自らの役員等が、自ら又は第三者を利用して、本センター関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、本センター並びに会員の信用を毀損する行為、本センターの活動を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしてはならない。

第7条(本規則の改定)

本規則は、会長が理事会の決議により変更することができる。

第8条(補則)

本規則及び定款に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会の決議により別に定める。

附則

本規則は、2023年7月1日より施行する。